重要 お早めにご確認ください。

新型コロナとこれからに向けた経済対策

子育で世帯への 臨時特別給付のお知らせ

問い合わせ先=こども家庭課(☎321-1247)

子育て世帯への臨時特別給付は、国の新型コロナウイルス感染症の経 済対策により、子育て世帯の家計への支援を目的に行う給付事業です。 給付は、子ども1人につき10万円相当で、給付金5万円と、子育てに関 する品物やサービスに使えるクーポン券5万円分の予定です。

対象は、次の全てに当てはまる人①平成15年4月2日~令和4年3月31 日生まれの子どもを養育している②令和2年の所得が、児童手当の所得 制限未満 ―― です。子ども1人当たり月額5.000 円の特例給付を受け ているなど、児童手当の所得制限以上の所得がある人は、対

象になりません。詳しくは、市ホームページ(右記)で確認



まずは5万円を給付。対象は18歳以下の子どもがいる人

市は、この経済対策を受け、まず5万円の給付を行 います。申請の有無や給付時期は下記のとおりで、養 育している子どもの生年月日により異なります。給付 には所得制限があります。

次の人は相談や申請をしてください

DV被害で子どもと避難している人

DV(ドメスティック・バイオレンス)の被害を受け て子どもと避難している人は、申請により給付を受け られる場合があります。こども家庭課に早めに相談し てください。

公務員

の対象と思われる人に、来年1月上旬までに申請書を 発送します。所得制限などを確認し、申請してくださ い。審査後、指定の口座に振り込みます。

クーポン券は決まり次第お知らせします

ホームページなどでお知らせします。

● 平成18年4月2日~令和4年3月31日生まれの子ども(中学生以下)

申請は必要ありません

児童手当の受給対象の人に、振込日などを記載した通知を12月14日に発送しました。すでに児童 手当を受給している人は12月22日似に、同手当の受給開始が12月以降の人は受給手続き完了後に、 同手当の振込口座に振り込みます

② 平成15年4月2日~18年4月1日生まれの子ども(高校生相当)

申請が必要です

給付の対象と思われる人に、来年1月上旬までに申請書を発送します。所得制限などを確認し、申請 してください。審査後、指定の口座に振り込みます。①に当てはまる子どもも養育している人は、申 請の必要はありません。振込日などを記載した通知を 1 月上旬までに発送します

公務員は、給付を受けるには申請が必要です。給付

クーポン券については、決まり次第、広報高崎や市

市は、1回目と2回目の接種の予約を受け付けています。3回目 の接種の予約も、来年1月11日火から順次受け付けます。予約は、 予約電話に電話するか、専用ホームページから行ってください。

あ

る

市は、新型コロナウイルスの3回目のワクチン接種について、

2回目の接種から8か月経過した人の予約を来年1月11日(火)

問い合わせは、高崎市コロナワクチン問合せ電話(☎395-

、ます。

今回号では、3回目の接種についてお知らせします。

●電話=ワクチン接種の予約電話(月~金曜日、午前 9時~午後6時☎0120-08-5670)へ ●インター ネット=専用ホームページ(右記)へ

8か月経過した人対象は2回目の接種

0)

種から

必

市ホームページ

要

るようになる見込みで

移動支援を行います

予約は電話かインターネットで

接種は市内の病院や診療所などで受けられる

7300) \sim

から開始します。接種は2月からです。